

**中小企業 CO2 排出量可視化促進事業  
業務委託に係る企画提案プロポーザル実施要領**

1. 目的

燕市の実施する中小企業向けの CO2 排出量の可視化促進事業について業務の受託者を決定するプロポーザル審査の実施について、必要な事項を定める。

2. 委託業務の内容

別紙「中小企業 CO2 排出量可視化促進事業業務委託仕様書」のとおり

3. 契約上限額

4,290,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、委託料は精算払により支払う。

4. 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

5. 参加資格要件

このプロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たしている者とする。また、参加できるものは法人格を有するものとする。

- (1) 納付すべき国税及び地方税に滞納がない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当していない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員ではないこと。
- (4) 告示日以降に、国及び地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 2025 年・2026 年度燕市入札参加資格者名簿（物品）に登録されているまたは契約締結までに入札参加資格者名簿に登録されるものであること。

## 6. スケジュール

| 内 容                            | 日 程                                      |
|--------------------------------|------------------------------------------|
| 告示                             | 令和 7 年 4 月 1 日（火）                        |
| 質問書の受付期間                       | 告示日～令和 7 年 4 月 10 日（木）                   |
| 質問書に対する回答期限                    | 令和 7 年 4 月 14 日（月）                       |
| 参加申込書の受付期間                     | 令和 7 年 4 月 1 日（火）～<br>令和 7 年 4 月 18 日（金） |
| 企画提案書提出期間                      | 令和 7 年 4 月 1 日（火）～<br>令和 7 年 4 月 22 日（火） |
| 企画提案書の審査・評価（プレゼンテーションによる審査・評価） | 令和 7 年 5 月 9 日（金）                        |
| 審査結果の通知発送                      | 令和 7 年 5 月中旬                             |
| 契約の締結予定日                       | 令和 7 年 5 月下旬                             |

## 7. 質問の受付及び回答

当該業務に関して質問がある場合は、次のとおり提出すること。

（１）提出書類（第 3 号様式）

（２）提出方法及び提出先

「15. 書類提出及び問い合わせ先」まで電子メールで提出すること。

（３）受付期間

公募開始の日から令和 7 年 4 月 10 日（木）午後 5 時まで。

（４）回答方法

令和 7 年 4 月 14 日（月）までに燕市ホームページ（以下、「ホームページ」という。）に掲載する。その際は、質問者を伏せて掲載する。

（５）留意事項

質問については、募集要領及び仕様書の内容に関する事項のみとする。

## 8. 参加に係る必要書類の提出

「5. 参加資格要件」を満たし、参加を希望する場合は、実施要領の各号を確認の上、次のとおり参加申込書等を提出すること。

（１）提出書類

ア) 公募型プロポーザル参加申込書（第 1 号様式）

イ) 会社概要書（第 2 号様式）

ウ) 登記事項証明書（履歴事項証明書）

エ) 納税証明書（直近 1 年間国税及び地方税に滞納がないことがわかる証明書）

※各種様式については、ホームページからダウンロードすること。

(2) 提出方法・提出先

「15. 書類提出及び問い合わせ先」まで電子メールで PDF 形式にて提出すること。

※到着確認のため、送信後に担当者へ電話連絡すること

(3) 提出期限

令和 7 年 4 月 18 日(金)午後 5 時まで

9. 企画提案書の提出

別紙「中小企業 CO2 排出量可視化促進事業業務委託仕様書」及び「選定基準」を参照の上、企画提案書を作成し提出すること。

(1) 提出書類（電子データ）

ア) 企画提案書

- ・提案する企画案は、1 案のみとすること。
- ・書式は任意様式、A4 判カラー両面印刷に対応する電子データとし、ページ番号を挿入すること。
- ・企画提案書には以下の内容を記載又は添付すること。

(ア) 企画内容

- ・企画提案者による CO2 排出量可視化の方法
- ・事業の特性に応じた中小企業者の CO2 排出量削減に繋がる提案の例
- ・参加企業に対する事務支援の手法
- ・脱炭素経営に関する機運を醸成するための企画内容 等

(イ) 実施計画（業務スケジュールを含む）

- ・中小企業者への事業参加募集方法（対面・オンライン、年間の提案回数、提案時期等）
- ・業務実施スケジュール 等

(ウ) 業務実施体制

- ・業務を行う人材の経験や資格等
- ・業務の実施体制

(エ) 業務実績

- ・国、地方公共団体又はその他の公的団体等からの類似業務の受託実績

イ) 見積書

- ・宛先は「新潟県燕市長 鈴木 力」とすること。
- ・業務委託仕様書に定める各項目について積算した見積書を提出すること。
- ・見積書においては、固定経費と変動経費（参加企業数に応じて変動する経費）に区分し、変動経費については参加企業 1 社当たりの所要額を提示すること。

※企業の参加状況により、実績に応じた委託額の変更契約を行います。

・内訳は、税抜き表示とすること。

(2) 提出方法・提出先

「15. 書類提出及び問い合わせ先」まで電子メールで PDF 形式にて提出すること。

※到着確認のため、送信後に担当者へ電話連絡すること

(3) 提出期限

令和 7 年 4 月 22 日(火)午後 5 時まで

10. 選定方法

選定方法については、以下のとおりとする。

(1) 選定委員会の設置

提出された企画提案書等を基に、最も優秀な提案者を選考するため、中小企業 C02 排出量可視化促進事業業務受託候補者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置し審査を行う。

(2) 審査方法

審査方法は、中小企業 C02 排出量可視化促進事業業務受託候補者選定方法に基づき行う。

(3) 審査は非公開とする。

(4) プレゼンテーションの実施

企画提案者のプレゼンテーションは、次のとおり実施する。

ア) 日程・会場

日 時：令和 7 年 5 月 9 日（金）午後 1 時 30 分から

場 所：燕市役所 3 階 301 会議室

イ) プレゼンテーションへの出席者

プレゼンテーション審査への参加者は 3 名以内とする。

ウ) 実施方法

プレゼンテーションは、対面で行うこととし、オンラインは不可とする。

・プレゼンテーションは、1 者当たり説明 15 分、質疑 10 分の計 25 分とする。

・審査順は、企画提案書の提出順とし、時間は事前に通知する。

・プレゼンテーションは、企画提案書等の提出書類により実施し、資料の投影を希望する場合は、投影データの入ったパソコンを持参すること。

※プロジェクター及びスクリーンは市において用意する。

プロジェクターへの出力端子は HDMI とする。

※審査員は、提出された PDF 形式の資料により審査するが、プレゼンテーションにおいて、アニメーション等の効果を使用することは妨げない。

(5) 審査結果

ア) 審査結果は、令和7年5月中旬に電子メールにて通知し、後日書面を発送する。

イ) 審査結果については、ホームページに掲載する。なお、審査結果に対する異議の申し立ては受け付けない。

ウ) 提案内容については、情報公開の対象としない。ただし、選定基準に基づく配点については開示の対象とする。

(6) 優先受託候補者との協議

優先受託候補者は、本市と仕様並びに価格等の協議の上、本市の決定を受けることにより受託者となる。ただし、優先受託候補者と協議が整わない場合は次点受託候補者と協議を行うものとする。

11. 契約及び支払方法

(1) 10.(6)において、受託者となった者は、本市と契約を締結し、業務を実施する。

(2) 仕様書は、企画提案の内容を踏まえ、双方協議の上、変更できるものとする。

(3) 本市は委託した業務の完了後、検査を経て委託料を支払うものとし、前払金・部分払等は行わない。

12. プロポーザルの中止

やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと本市が判断したときは、中止する場合がある。その場合において、応募に関わる全ての経費は本市に請求できない。

13. 辞退

参加表明後に辞退する場合には、辞退届（第4号様式）を提出すること。

14. その他

(1) 企画提案等の応募に関わる全ての経費は、企画提案者の負担とする。

(2) 電子メール等の通信事故について、本市はいかなる責任も負わない。

(3) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている事業手法等を用いた結果、生じた事象に係る責任は、すべて企画提案者が負うものとする。

(4) 業務内容は、採択された企画提案の内容を基本とするが、本市の指示のもと変更等を加える場合がある。

15. 書類提出及び問い合わせ先

〒959-0295

新潟県燕市吉田西太田 1934 番地

新潟県燕市 市民生活部 生活環境課 環境政策係

TEL:0256-77-8167 FAX : 0256-77-8208

E-mail : [kankyo@city.tsubame.lg.jp](mailto:kankyo@city.tsubame.lg.jp)